

新旧対照表 現場技術業務共通仕様書【改定案】

旧 (R 元. 5. 8 付土技第 156 号)	新 (R4. 8. 15 付土技第 655 号)	備考
<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>第 114 条 関係法令及び条例等の遵守</p> <p>受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>第 114 条 関係法令及び条例等の遵守</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)当該業務の管理技術者に対する、発注者が、倫理及び技術の向上を図るために実施する講習の受講(当該講習は毎年度、受講するものとする。)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。</u></p> <p><u>3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>※下線赤字追記。</p> <p>国の共通仕様書に合わせ追加。</p>